

大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例案

大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中舞洲体育館の項を削る。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第3項中「、第2号ア若しくは第3号ア」を「若しくは第2号ア」に改める。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「、第2号ア若しくは第3号ア」を「若しくは第2号ア」に改める。

第19条の表中「舞洲体育館」を削る。

別表第1中舞洲体育館の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の期間に係る舞洲体育館の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

舞洲体育館を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪港スポーツアイランド施設条例 (抄)

(設 置)

第1条 大阪港スポーツアイランド(大阪市此花区北港緑地1丁目及び2丁目の区域をいう。)にスポーツ及びレクリエーション施設(以下「スポーツアイランド施設」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省	略
<u>舞洲体育館</u>	<u>大阪市此花区北港緑地2丁目</u>
省	略

(休業日)

第3条 第19条の表に掲げるスポーツアイランド施設(以下「代行施設」という。)の休業日は、次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 舞洲体育館

ア 第19条の規定により舞洲体育館の管理を行うものが1月につき1日を超えない範囲内で
あらかじめ市長の承認を得て定める日

イ 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 省 略

(2)

2 省 略

3 市長は、第1項第1号、第2号ア若しくは第3号ア又は前項の承認を行ったときは、速やか
第2号

に当該承認を行った内容を公告するものとする。

4 省 略

(供用時間)

第4条 代行施設の供用時間は、次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 舞洲体育館 午前9時から午後9時まで

(3) 省 略

(2)

2 前条第2項及び第3項の規定は、代行施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「休業日を変更し、又は臨時の休業日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「第1項第1号、第2号ア若しくは第3号ア又は前項」とあるのは「第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第2第2号

項」と読み替えるものとする。

3 省 略

(管理の代行)

第19条 次に掲げる施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。

省 略

舞洲体育館

省 略

別表第1（第12条関係）

区 別			利 用 料 金	
			単 位	金 額
省 略	省 略		省 略	省 略
<u>舞洲体育館</u>	<u>体育館</u>	<u>入場料の類を徴収し ない場合</u>	<u>1日</u>	<u>615,600円</u>
		<u>入場料の類を徴収す る場合</u>	<u>1日</u>	<u>1,846,800円</u>
	<u>駐車場</u>		<u>1台1日1回</u>	<u>1,200円</u>
省 略	省 略		省 略	省 略